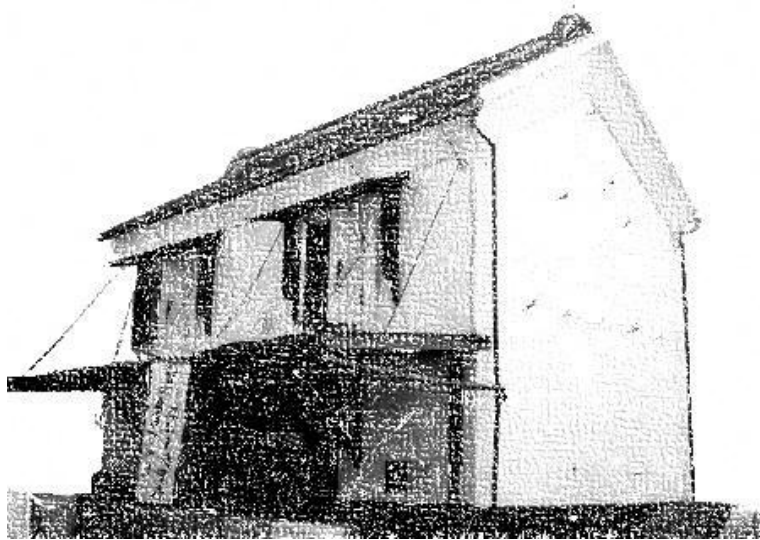


令和8年度

行田市ふるさとづくり事業

募集案内



行田市環境経済部商工観光課

## 1. 事業の趣旨

行田市はかつて、「足袋の行田か、行田の足袋か」と言われるなど日本一の足袋生産地として知られ、最盛期には全国シェアで約8割の生産量を誇っていました。現在も、市の中心市街地には、主に商品倉庫として使われていた土蔵、石蔵、モルタル蔵などの多彩な「足袋蔵」や、ノコギリ屋根のモダンな足袋工場など、当時の繁栄を伝える建築物が点在しています。

こうした行田ならではの建築物は、個々の文化財としての価値もさることながら、行田らしいまち並み景観を形成する上でも重要な要素となっています。

しかし、戦後は人々の洋装化により足袋の需要が激減したことで足袋産業は衰退し、これに合わせてように、足袋蔵など歴史的建築物の利活用も減少しています。そして、こうした建築物の多くは個人所有であることから、老朽化が進むにしたがって所有者による維持・管理が困難な状況になりつつあり、毎年数棟ずつ取り壊されているのが現状です。

このため、市では、足袋蔵等の貴重な歴史的建築物を保存するとともに、その利活用を支援することで、行田らしいまち並み景観や賑わいを創出しようと、平成25年度に「行田市ふるさとづくり事業」を創設しました。

この事業は、足袋蔵等の歴史的建築物を改修し利活用する事業や、行田らしいまち並み景観形成に資する建築物等の外観改修を行う事業等に対して、補助金を交付するものです。

事業の財源は、「行田市ふるさとづくり基金」からの繰入金を主な財源としていますが、この基金には、「足袋蔵等歴史的建築物改修・活用事業等への活用」のために、全国から本市に寄附いただいたふるさと納税寄付金も含まれています。

こうした様々な方々からのバックアップを受けて、多様な主体による多彩なプロジェクトが展開されることにより、官民協働で「街なかの顔」を創出し、行田らしいまち並み景観の形成と、賑わい創出につなげていきたいと考えています。

私たちのふるさと行田がさらに魅力的なまちとなるよう、皆様からのご提案を心からお待ちしています。

## 2. 事業の概要

「行田市ふるさとづくり事業」は、次に掲げる「日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業」、「歴史的まち並み景観整備事業」、「おもてなし・にぎわい創出事業」の3事業の総称です。

### 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業（A事業）※1

日本遺産「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」の構成資産又は行田地区及びその周辺地区の歴史的建築物（※2）について、その歴史的価値を損なうことなく改修又は改造し、10年以上にわたって対外的に利活用する事業

（※2）歴史的建築物

建築後、50年以上経過した工場、店蔵、店舗及び事務所等の歴史的・文化的価値を有する外観的特徴を備えた建築物

※1 A事業のみ、市との事前協議が必要です。補助金の交付決定（＝事業に着手できる時期）は、原則として事前協議申出書提出の翌年度となります。

### 歴史的まち並み景観整備事業（B事業）

行田地区及びその周辺地区において、城下町、足袋の町として賑わった行田ならではの歴史的なまち並み景観に調和させる建築物等の設置や外観の改修等を実施する事業

### おもてなし・にぎわい創出事業（C事業）

行田地区及びその周辺地区において、歴史的なまち並み景観に調和した建築物等における賑わい創出に資する内部改修等を行う事業

A事業～C事業の各事業について、同一の建築物等に対する補助金の交付は、1回を限度とします。ただし、一定期間が経過した場合や、その他特別な理由として認められる場合は、この限りではありません。

また、同一の建築物であっても、事業区分（A～C）が異なる場合は活用が可能です。（B事業で外観を改修した建築物等について、C事業で内装改修を行うことは可能です。また、B事業とC事業を同時に活用することも可能です）。

### 3. 各事業の対象や補助額等

#### (1) 補助対象事業等一覧

		A事業	B事業	C事業
対象地区		日本遺産構成資産の所在地 行田地区及びその周辺地区	行田地区及びその周辺地区	行田地区及びその周辺地区
対象事業		日本遺産の構成資産又は歴史的建築物を改修等し、対外的に活用する事業	歴史的なまち並み景観に調和させる建築物等の設置（建物本体の新築は除く）や外観の改修等	歴史的なまち並み景観に調和した建築物における、おもてなしや賑わい創出に繋がる内部改修等
要件		改修等した建築物を、10年以上にわたって対外的に活用すること。またその結果を事業終了の翌年度から10年間、市に報告すること	観光まちづくりや地域の活性化に協力すること。また、その結果を事業終了の翌年度から2年間、市に報告すること	
		市内事業者の施工であること		
対象者		建築物等の所有者、又は所有者の同意を得た借受人		
補助額	補助率	2/3	2/3（八幡通り沿線）又は1/2（八幡通り沿線を除く行田地区及びその周辺地区）	1/2
	上限	2,000万円	100万円	40万円
補助対象経費		設計費 改修等に係る工事費		
補助対象外経費		①用地取得費 ②企画費・広報費・調査費 ③備品購入費・消耗品購入費 ④団体等の運営経費	①用地取得費 ②企画費・広報費・調査費 ③備品購入費・消耗品購入費 ④団体等の運営経費	①企画費・広報費・調査費 ②備品購入費・消耗品購入費 ③団体等の運営経費
申請受付期限		令和8年10月9日 （事前協議申出期限）	令和8年11月27日	
交付決定時期		令和9年4月（※1）	申請受付の概ね2か月後	
事業期間（※2）		交付決定を受けた年度の 3月20日まで	令和9年3月20日まで	
財産処分制限		事業が完了した日から起算して10年間		

※1 A事業は事前協議申出書受付後、審査委員会において採択された後に、原則翌年度予算で補助金を交付します。そのため、審査委員会での採択をもって、交付決定を保証するものではありません。

※2 全ての事業は、年度を跨いで実施することはできません。交付決定を受けた年度の3月20日までに工事を完了させ、実績報告を提出して3月末日までに完成検査を受ける必要があります。

○ 本事業の実施を検討されている方は、必ず事前にご相談ください。

## (2) 補助対象として認められない事業（A事業～C事業共通）

- ① 交付決定日の属する年度内に完了しない事業
- ② 政治的、宗教的な用途に供する事業
- ③ 補助金の交付決定前に着手した事業（設計費を含む）
- ④ その他ふるさとづくり事業の趣旨に照らし、不相当と認められる事業

## (3) 補助対象経費及び対象外経費の詳細

支出項目	対象経費	対象外経費
委託料	◇設計、デザイン等の委託に係る経費	◆各種調査や広報に係る経費
工事請負費	◇建築物等の改修や改築に係る経費	◆対象となる建築物等以外の建築物等の改修や改築等に係る経費
原材料費	◇工事請負費に係る原材料の購入に係る経費	◆対象となる建築物等以外の建築物等に係る原材料の購入に係る経費
その他	◇事業実施のために必要となる経費で、市長が必要かつ適切と認める経費（個別審査）	◆領収書により支払ったことを確認することができない経費 ◆イベント等のソフト事業費 ◆机や椅子等の什器、パソコン、車等の備品購入費 ◆その他ふるさとづくり事業の趣旨に照らし不相当と認められる経費

※ 判断の難しい経費については、あらかじめご相談ください。

## (4) その他

補助金の交付対象になるか否かについては、審査委員会による審査結果を踏まえ、市が最終的に決定します。

## 4. 各事業の詳細

### (1) 日本遺産構成資産等建築物改修・活用事業（A事業）

日本遺産構成資産である建築物、又は行田地区及びその周辺地区における歴史的建築物の改修又は改造を行い、それらの建築物を10年以上にわたって、観光まちづくりや地域活性化に資する事業に活用する事業を対象とします。

#### [対象地区及び対象物件]

- ①日本遺産「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」の構成資産
- ②行田地区及びその周辺地区に立地する歴史的建築物（建築後50年以上が経過し、歴史的・文化的価値を有する外観的特徴を備えた建築物）

#### [対象者]

- ①対象物件の所有者（個人又は法人）
- ②対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する個人又は法人
- ③対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する法人格のない団体で、以下のア～オの要件を全て満たす者

- ア 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- イ 構成する会員が5名以上いる団体であること。
- ウ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行っていない団体であること。
- エ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- オ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

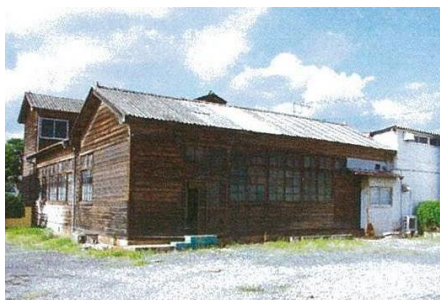
#### [交付条件]

- ①改修した建築物を、10年以上にわたって対外的な事業に活用し、毎年度終了後に取組み結果を市に報告すること。また、その結果を工事完了の翌年度から10年間、市に報告すること。
- ②市内事業者の施工であること
- ③申請者に市税の滞納がないこと

#### [活用可能な事業の例]

- ①土産物販売店や飲食店の店舗として活用
- ②展覧会やコンサート会場として活用
- ③観光情報の発信拠点や伝統文化継承のための資料館として活用
- ④市民や来訪者の交流の場として活用

## [改修事例]



改修された足袋蔵や歴史的建築物



改修された足袋蔵や歴史的建築物を活用したイベントの様子

## [補助対象として認められない事業や経費の例]

- ①年間を通しての活用が期待できない事業（季節や期間を限定した営業や、年数回限りのイベント利用など、活用機会が少ないことが見込まれる場合）
- ②居住部分を改修する経費
- ③日本遺産構成資産又は歴史的建築物以外の建築物や、敷地内の植栽、工作物等の整備に要する経費

※P4の3-(2)「補助対象として認められない事業（A事業～C事業共通）」及び3-(3)「補助対象経費及び対象外経費の詳細」も参照してください。

## (2) 歴史的まち並み景観整備事業（B事業）

行田地区及びその周辺地区において、行田ならではの歴史的なまち並み景観に調和させるための建物の外観の改修や、門塀その他工作物の設置又は改修等を実施する事業を対象とします。

### [対象地区]

- ①八幡通り沿線（補助率2／3・上限100万円）
- ②八幡通り沿線を除く行田地区及びその周辺地区（補助率1／2・上限100万円）

### [対象者]

- ①対象物件の所有者（個人又は法人）
- ②対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する個人又は法人
- ③対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する法人格のない団体で、以下のア～オの要件を全て満たす者

- |   |
|---|
| ア 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。     |
| イ 構成する会員が5名以上いる団体であること。                         |
| ウ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行っていない団体であること。        |
| エ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。 |
| オ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。           |

### [交付の条件]

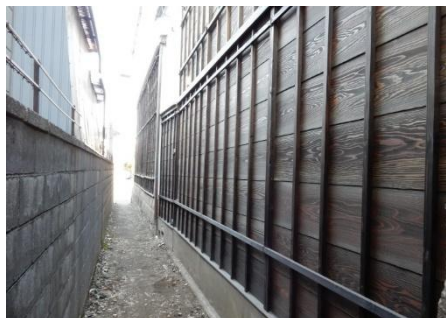
- ①観光まちづくりや地域の活性化に協力（観光客がより快適に過ごすことができるような取組みの実施や、地域のお祭り等に積極的に参加するなど）すること。また、その結果を工事完了の翌年度から2年間、市に報告すること。
- ②市内事業者の施工であること
- ③申請者に市税の滞納がないこと

### [活用可能な事業の例]

- ①店舗や事務所、住宅等の建築物の外観（外壁や屋根等）を、歴史的景観に調和する漆喰風や板張りなどの伝統的工法やこれに準じたものに改修する場合
- ②漆喰風や板張りなどで構成される店舗や事務所、住宅等の建築物について、歴史的景観を維持するための修繕を行う場合
- ③門塀を、黒塀や築地塀など、歴史的景観に調和する外観に改修（新設含む）する場合
- ④黒塀や築地塀などについて、歴史的景観を維持するための修繕を行う場合
- ⑤看板などの工作物について、歴史的景観に調和するデザインに改修（新設含む）する場合

※いずれの場合も、八幡通沿線については、市の「八幡通りのまち並みづくり基本構想」に基づく修景整備であることが条件となります。

## [活用事例]



外壁の改修



外観の改修



外壁の修繕



塀の改修（新設）

## [補助対象として認められない事業や経費の例]

- ①当該建築物等が、他の建築物や樹木等によって公道から見えない、又はわずかしか見えないなど、景観の維持又は向上に資すると認められない場合
- ②建物内部（床や天井、内壁、建築設備等）の補修や改修、新設に係る経費
- ③建築物や施設等の維持管理・運営に関する経費

※P4の3-(2)「補助対象として認められない事業（A事業～C事業共通）」  
及び3-(3)「補助対象経費及び対象外経費の詳細」も参照してください。

### **(3) おもてなし・にぎわい創出事業（C事業）**

行田地区及びその周辺地区において、歴史的なまち並み景観に調和する建築物等の利活用に資する店舗の内装改修等を実施する事業を対象とします。

#### **[対象地区]**

- ①行田地区及びその周辺地区

#### **[対象者]**

- ①対象物件の所有者（個人又は法人）
- ②対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する個人又は法人
- ③対象物件の所有者から同意を得て当該物件を使用する法人格のない団体で、以下のア～オの要件を全て満たす者

- ア 定款、規約、会則その他の定めにより、団体としての運営上の規律が確立されていること。
- イ 構成する会員が5名以上いる団体であること。
- ウ 営利活動、政治活動又は宗教活動を目的とした活動を行っていない団体であること。
- エ 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体でないこと。
- オ 暴力団でないこと、暴力団若しくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

#### **[交付の条件]**

- ①観光まちづくりや地域の活性化に協力（観光客がより快適に過ごすことができるような取組みの実施や、地域のお祭り等に積極的に参加するなど）すること。また、その結果を完了の翌年度から2年間、市に報告すること。
- ②市内事業者の施工であること
- ③申請者に市税の滞納がないこと

#### **[活用可能な事業の例]**

- ①歴史的なまち並み景観に調和する建築物の内部に、観光客が利用可能なトイレや休憩所を設置する場合
- ②歴史的なまち並み景観に調和する建築物の内部で、店舗部分の内装を改修する場合

#### **[補助対象として認められない事業や経費の例]**

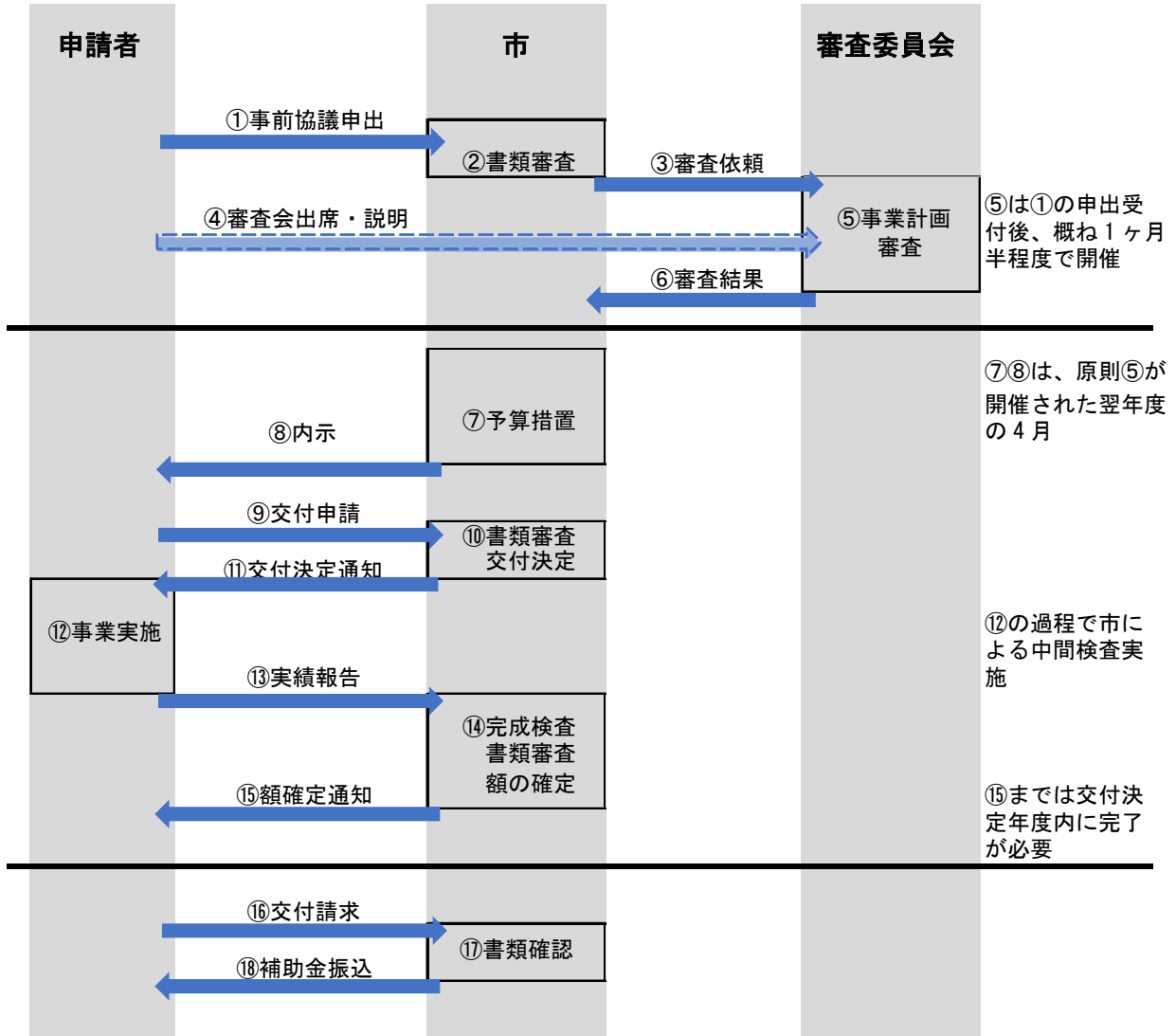
- ①居住部分の内部改修を行う事業
- ②什器や電気製品などの備品購入費
- ③建築物や施設等の維持管理・運営に関する経費

※P4の3-(2)「補助対象として認められない事業（A事業～C事業共通）」及び3-(3)「補助対象経費及び対象外経費の詳細」も参照してください。

## 5. 補助金交付の流れ

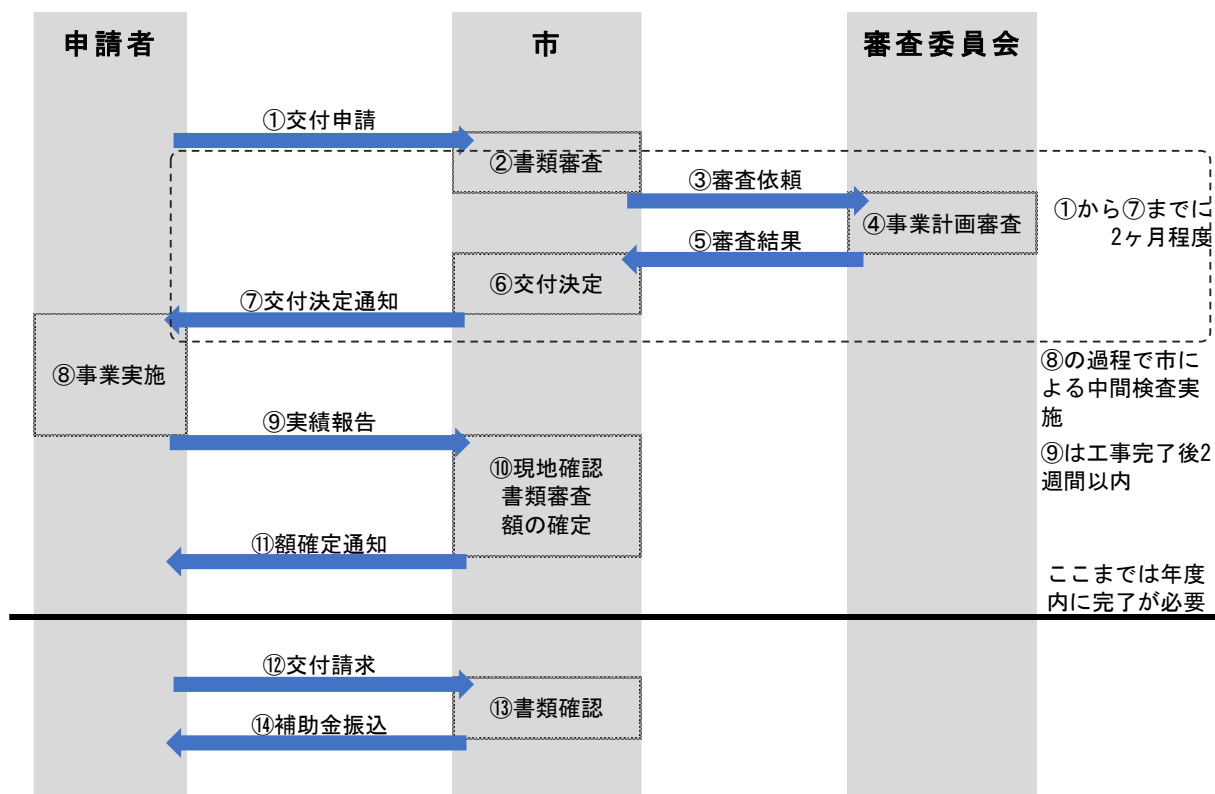
補助金の交付手続きの流れは概ね次のとおりです。

### (1) A事業の流れ



- ・ 審査委員会は、事前協議申出書の受付後、概ね1ヶ月半程度で開催します。事前協議申出者の方には、この会議に出席（④）していただき、事業内容や活用計画について説明していただきます。
- ・ 審査委員会の審査結果（⑥）で、補助金交付対象として採択された案件について、市は原則翌年度の予算措置（⑦）を行います。予算措置には議会の議決が必要となるため、その状況によっては補助金の交付ができない場合があります。
- ・ 交付決定日前に着手（契約や発注など）した事業については、補助金の対象となりませんので注意してください。

## (2) B・C事業の流れ



- ・ 交付申請の受付の後、審査委員会は概ね1ヶ月半程度で開催します。このため、交付申請（①）の受付から交付決定の通知（⑦）までは、2ヶ月程度を要します。
- ・ 交付決定日前に着手（契約や発注など）した事業については、補助金の対象となりませんので注意してください。

## 6. 申請方法（申請期間、提出書類等）

### （1）申請及び交付決定の時期

#### 〔A事業〕

A事業のみ、申請前に事前協議が必要です。事前協議申出書の受付後に開催する審査委員会の審査の結果、交付の見込みがあるとされた場合にのみ、市は原則翌年度に交付金の予算を措置します。

例：令和8年11月までに審査委員会を開催した案件（概ね令和8年10月9日までに事前協議申出書を提出いただいた案件）について、予算措置の手続きを行い、予算成立後の令和9年4月に交付決定します。（令和8年10月以前など、早期に事前協議の申出があった案件についても、交付決定の時期は原則令和9年4月となります。）

#### 〔B・C事業〕

令和8年12月25日までに提出のあった申請書について、概ね2ヶ月程度で交付決定します。ただし、改修等工事は年度内に全て完了させる必要がありますので、工期を踏まえて余裕をもって申請してください。

### （2）提出書類

#### 〔A事業〕

対象	書類名	備考
共通	① 事前協議申出書	（様式第1号）
	② 事業計画書（A事業）	（別紙1-1）
	③ 収支予算書	（別紙1-2）
	④ 事業予定地・建物等の概要	（別紙1-3）
	⑤ 対象建物の案内図	1/1,500～1/3,000程度の住宅地図など
	⑥ 対象建物の現況写真	異なる角度の2～3枚をA4用紙に印刷
	⑦ 見積書のコピー	市内事業者2者以上
	⑧ 平面図及びパース図等	平面図は、縮尺1/50～1/200程度で間取りが分かるもの。パース図等は、建物の外観デザインや色が分かるもの
	⑨ 土地・建物の全部事項証明書	コピー可
	⑩ 建物の歴史的価値が分かる書類	
	⑪ 誓約書	（別紙1-4）事業を10年以上実施することが記載されているもの
	⑫ 賃貸借契約書のコピー ※	
	⑬ 所有者の同意書 ※	（別紙1-5）10年以上の貸与及び建物改修について同意があるもの
NPO 任意 法人 団体	A 団体についての申出書	（別紙1-6）
	B 団体の定款・規約・会則等	
	C 団体の会員名簿	
	D 団体の当該年度及び前年度の事業計画書・収支予算書	
	E 団体の前年度の事業報告書・収支決算書	

	F	その他団体活動等の実績がわかる書類	
法人	G	法人の登記事項証明書	
	H	法人の定款	

※申請者が建物の所有者でない場合にのみ必要

### [B・C事業]

	書類名	備考
①	交付申請書	様式第2号
②	事業計画書（B・C事業）	（別紙2-1）
③	収支予算書	（別紙2-2）
④	事業予定地・建物等の概要	（別紙2-3）
⑤	対象建物等の案内図	1/1,500～1/3,000程度の住宅地図など
⑥	対象建物等の現況写真	異なる角度の2～3枚をA4用紙に印刷
⑦	見積書のコピー	市内事業者2者以上
⑧	配置図及びイメージ図（B事業） 平面図及びイメージ図（C事業）	平面図は、縮尺1/50～1/200程度で間取りが分かるもの。イメージ図は、建築物又は工作物のデザインや色が分かるもの
⑨	誓約書	（別紙2-4）設置又は改修後10年以上使用すること、及び観光まちづくりや地域の活性化に協力することが記載されているもの
⑩	賃貸借契約書のコピー ※	
⑪	所有者の同意書 ※	（別紙2-5）10年以上の貸与及び建物改修について同意があるもの

※印は申請者が建物の所有者でない場合にのみ必要

申請者が法人や任意団体等の場合、A事業と同様の資料（A～H）を提出いただく場合があります。

### （3）提出方法

書類一式を市商工観光課（埼玉県行田地方庁舎3階）まで直接持参してください。

### （4）その他

- ・申請に要する費用は申請者の負担とします。
- ・申請書類は返却しませんのでご了承ください。
- ・担当課から追加書類の提出をお願いする場合があります。
- ・疑問や不明な点がある場合は、担当までお問い合わせください。

## 7. 審査から補助金交付まで

提出された事業計画等の内容については、知識経験を有する者（建築士）や公募市民等で構成される外部機関である「行田市ふるさとづくり事業審査委員会」が審査を行います。審査委員会は、申請書等を受理した後、概ね1ヶ月半程度で開催します。

なお、申請書を提出いただいても、対象外事業であることなどが明白である場合は、審査委員会を開催せずにお断りする場合があります。

### （1）事業計画等の審査

審査委員会では、次に定める認定基準に基づき審査を行います。なお、審査委員会からの意見によっては、事業計画（事業内容等）を一部修正等していただく場合があります。

審査基準	着 眼 点
公益性	・営利のみを目的とした事業ではなく、観光まちづくりや地域活性化に資する事業であること。
妥当性	・ふるさとづくり事業の趣旨に合致すること。 ・事業内容と事業費が妥当であること。
貢献性・発展性	・まちの活性化や賑わい創出につながること。 ・将来に向けて、波及効果が見込めること。

### [A事業]

事前協議申出書の提出者には、審査委員会に出席いただき、事業内容を説明していただきます。この場合の申請書受理後の流れはおおむね次のとおりです。

#### ①案内通知

市商工観光課から案内通知を送付しますので、指定日時に会場にお越しください。

#### ②現地確認

審査委員会による補助申請建物の現地確認を行います。

#### ③審査委員会

- ・会議の中で、申請者の方に、事業計画書等を使用して内容を説明していただきます。時間10分程度で、建物の改修工事の内容と、利活用（実施する事業）の内容を説明してください。
- ・事業計画書などの提出書類以外の任意の書類を使用して説明していただくことも可能です。その場合、会議の2週間前までに、書類を市商工観光課に提出してください。
- ・説明後に10分程度、審査委員会委員からの質疑等の時間を設けますので、対応をお願いします。

### [B・C事業]

B事業及びC事業は、審査委員会での書面審査となります（申請者の出席は必要ありません）。

## (2) 審査結果の確定後

### [A事業]

審査委員会後、2週間以内に結果を通知します（申請書を受理してから、概ね2ヶ月程度を要します）。審査委員会において採択（事業実施）となった場合に、市は原則翌年度の予算措置を行い、新年度の4月に内示を通知しますので、その後、交付申請書を提出してください。交付申請書の提出から2週間を目安に、交付決定を行い通知します。この交付決定日以前に事業に着手した場合は、補助金の対象外となりますので注意してください。

### [B・C事業]

審査委員会後、2週間以内に交付決定を行い通知します（申請書を受理してから、概ね2ヶ月程度を要します）。この交付決定日以前に事業に着手した場合は、補助金の対象外となりますので注意してください。

## (3) 事業の実施

- ・ 交付決定の通知を受けた後に、事業計画に沿って事業を実施してください。
- ・ 市は、事業の実施途中で1回程度中間検査を行うことがありますので、ご協力をお願いします。
- ・ やむを得ず、事業を中止又は事業計画を変更（市長が認める軽微な変更を除く）しようとするときは、速やかにご連絡ください。
- ・ 交付決定後、目的や実施内容等が大幅に変わるような変更は認められません。実施可能性等を十分に検討した上で事業計画を作成してください。

## (4) 実績報告書の提出

- ・ 事業完了後、2週間以内に領収書等の関係書類一式と併せて、行田市ふるさとづくり事業実績報告書（様式第7号）を市に提出してください。
- ・ 市は、実績報告書等の書類及び現地の完成検査を行います。

## (5) 額の確定

実績報告書の内容審査や現地検査を通じて、補助事業の成果が、補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合していることや、その内容が適切かなどを確認した上で補助金の額を確定し、確定通知書を送付します。補助対象経費が交付決定額を下回った場合は、交付決定額から減額して額を確定します。

## (6) 交付請求書の提出及び交付

- ① 補助金の額の確定後、行田市ふるさとづくり事業補助金交付請求書（様式第9号）を提出してください。
- ② 請求書を受理してから、3週間程度で補助金を口座に振り込みます。

- ③補助金の支払いは、原則として額の確定後に行いますが、事前の申出により、前払いの必要性が認められる場合、全部又は一部について概算払い（見込み額での前払い）を行うことも可能ですのでお申し出ください。この場合も、支払いまでには3週間程度を要します。また、事業完了後に精算残金がある場合は、残額を返還していただきます。

## 8. 事業完了後の対応

### (1) 実施報告について

A事業については、事業が完了した年度の翌年度から10年間、毎年度の事業内容や活動実績等について、行田市ふるさとづくり事業実施報告書（様式第11号）により、各年度終了後1ヶ月以内に報告してください。

B事業及びC事業については、事業が完了した年度の翌年度及び翌々年度の2年間、活動内容等について、各年度終了後1ヶ月以内に報告してください。

なお、いずれの事業においても、提出いただいた報告書の内容について、聴き取りや追加資料提出等のお願いをすることがありますのでご協力をお願いします。また、利活用について市が助言等を行う場合があります。

### (2) 外観変更など財産処分の制限について

補助金の交付を受けて改修等を行った建築物等については、工事完了の日から起算して10年間は、補助金の趣旨に反するような使用、外観の変更、譲渡、交換、貸出、除却をすることはできません。

### (3) 補助金の返還について

(2)に反した場合は、補助金を返還していただきますので、責任を持って事業の継続と維持管理を行ってください。

## 9. その他

### (1) 情報公開

提出された事業計画書等の書類は、個人情報など「行田市情報公開条例」において不開示情報と規定する情報を除き、情報公開請求の対象となります。

### (2) 事業完了後の広報

事業完了後、本事業の実施事例として、市報や市ホームページ等に改修前及び改修後の写真等を使用させていただくことがありますのでご了承ください。

### (3) その他注意点

- ①報告書等を期限までに提出されない場合など、こちらの指示に応じない場合は、補助金の交付決定を取り消すことがあります。
- ②A事業により改修した建物には、「行田市ふるさとづくり事業」の補助事業である旨を明示してください。
- ③事業の内容等により、必要に応じて担当者が現地を確認します（事業の進捗状況の確認や是正の指導を行う場合もあります）。
- ④最終的な補助金の額は、実績報告書を提出いただき、その内容と現地を確認の上、確定します。